

公正証書遺言作成フロー（2025 年版）

公正証書遺言は、公証人が作成・保管する最も安全で確実な遺言方式です。本資料は、遺言内容の整理から公証役場での作成・保管までの流れを、実務の順序に沿ってまとめたフロー形式の確認資料です。

ステップ	手続き内容	主な担当・場所	確認事項・ポイント
STEP1	遺言内容の整理	本人・行政書士	相続人・財産の一覧を作成し、分配方針を検討
STEP2	公証人への事前相談	公証役場	必要書類（戸籍・登記事項証明書・固定資産税評価証明）を確認
STEP3	遺言書案の確認	本人・公証人・行政書士	公証人が原案を作成し、内容を本人が確認・修正
STEP4	証人 2 名の手配	本人・行政書士	成人で利害関係のない人物を選定 （行政書士が対応可）
STEP5	公証役場で作成・署名押印	本人・証人 2 名・公証人	身分証明書・印鑑を持参し、読み上げ内容を確認
STEP6	公証人による保管・交付	公証役場	原本は公証役場で保管、正本・謄本を本人へ交付
STEP7	定期的な見直し	本人・行政書士	家族構成・財産の変化に応じて内容を再確認・再作成

注意点・補足

- ・ 本人の意思能力が確認できるうちに作成を行うことが重要です。

- ・証人には相続人や配偶者を避け、第三者を選定しましょう。
- ・財産内容が複雑な場合は、行政書士・税理士・司法書士との連携を推奨します。

専門家相談案内

 清和行政書士事務所 | 相続・遺言サポート専用窓口

LINE 登録で『公正証書遺言テンプレート』無料配布中。

参考：日本公証人連合会 <https://www.koshonin.gr.jp/>